

○申請等の受理の特例に関する条例

平成十二年三月二十八日

宮城県条例第二十四号

改正 平成一二年三月三十一日条例第九八号

平成一三年三月二三日条例第一二号

平成一三年一〇月一二日条例第五七号

平成一四年三月二七日条例第二七号

平成一四年一二月一七日条例第八八号

平成一五年七月一六日条例第五九号

平成一八年三月二三日条例第一八号

平成一九年三月二〇日条例第二三号

平成一九年七月一一日条例第五六号

平成一九年七月一一日条例第六二号

平成一九年一二月一八日条例第一〇二号

平成二〇年一〇月二三日条例第五七号

平成二〇年一二月二二日条例第七六号

平成二一年一二月二二日条例第八五号

平成二六年一二月二四日条例第八三号

平成二七年三月三十一日条例第四九号

平成二七年一二月二四日条例第九四号

平成二八年七月一二日条例第四九号

平成二九年七月一三日条例第四〇号

平成三〇年三月二三日条例第一六号

令和四年一二月二一日条例第七六号

申請等の受理の特例に関する条例をここに公布する。

申請等の受理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事への申請等を市町村が受理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が受理する申請等の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる申請等は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が受理することとする。

申請等	市町村
一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下この項において	仙台市

<p>て「法」という。)及び医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第二条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 政令第五条第一項の規定による訂正の申請</li> <li>ハ 政令第六条の規定による抹消の申請</li> <li>ニ 政令第八条第一項の規定による書換交付の申請</li> <li>ホ 政令第九条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</li> <li>ヘ 政令第十条の規定による返納</li> </ul>	
<p>二 歯科医師法(昭和三十二年法律第二百二号。以下この項において「法」という。)及び歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第二条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 政令第五条第一項の規定による訂正の申請</li> <li>ハ 政令第六条の規定による抹消の申請</li> <li>ニ 政令第八条第一項の規定による書換交付の申請</li> <li>ホ 政令第九条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</li> <li>ヘ 政令第十条の規定による返納</li> </ul>	<p>仙台市</p>
<p>三 保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三号。以下この項において「法」という。)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第七条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 法第三十三条の規定による届出(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)</li> <li>ハ 政令第三条第一項及び第二項の規定による訂正の申請</li> <li>ニ 政令第四条第一項の規定による抹消の申請</li> <li>ホ 政令第五条第一項の規定による抹消の申請(准看護師に係るものを除く。)</li> </ul>	<p>仙台市</p>

<p>へ 政令第六条第一項の規定による書換交付の申請</p> <p>ト 政令第七条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等（准看護師に係るものを除く。）</p> <p>チ 政令第八条第一項及び第三項の規定による返納</p>	
<p>四 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項の規定による届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）</p>	<p>仙台市</p>
<p>五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による承認の申請</p> <p>ロ 法第六条の三第一項及び第二項の規定による報告</p> <p>ハ 法第十二条の二の規定による報告</p> <p>ニ 法第四十二条の二第一項の規定による認定の申請</p> <p>ホ 法第四十二条の三第一項の規定による認定の申請</p> <p>へ 法第四十四条第一項の規定による認可の申請</p> <p>ト 法第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書の規定による認可の申請</p> <p>チ 法第四十六条の五の三第二項の規定による請求</p> <p>リ 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可の申請</p> <p>ヌ 法第五十二条第一項の規定による届出</p> <p>ル 法第五十四条の九第三項及び第五項の規定による認可の申請等</p> <p>ヲ 法第五十五条第六項及び第八項の規定による認可の申請等</p> <p>ワ 法第五十六条の六の規定による届出</p> <p>カ 法第五十六条の十一の規定による届出</p> <p>ヨ 法第五十八条の二第四項の規定による認可（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）の申請</p> <p>タ 法第六十条の三第四項の規定による認可（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）の申請</p> <p>レ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等</p>	<p>仙台市</p>

<p>の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第五十六条第二項及び第三項の規定による認可の申請</p> <p>ソ 政令第五条の五の四第一項及び第三項の規定による認定の申請等</p> <p>ツ 政令第五条の五の五の規定による届出</p> <p>ネ 政令第五条の十二の規定による届出</p> <p>ナ 政令第五条の十三の規定による届出</p>	
<p>六 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）及び死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号。以下この項において「政令」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二条第一項第一号の規定による認定の申請</p> <p>ロ 政令第三条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</p> <p>ハ 政令第四条の規定による返納</p> <p>ニ 政令第五条第一項の規定による届出</p>	<p>仙台市</p>
<p>七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この項において「政令」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定による免許の申請</p> <p>ロ 法第八条第三項の規定による返納</p> <p>ハ 法第十一条の規定による返納</p> <p>ニ 政令第一条の四第一項の規定による訂正の申請</p> <p>ホ 政令第二条の規定による消除の申請</p> <p>へ 政令第三条第一項の規定による書換え交付の申請</p> <p>ト 政令第四条第一項の規定による再交付の申請</p>	<p>仙台市</p>
<p>八 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第六条第三項の規定による届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。）</p>	<p>仙台市</p>
<p>九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六</p>	<p>仙台市</p>

<p>号。以下この項において「法」という。)及び臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 政令第三条第一項の規定による訂正の申請</li> <li>ハ 政令第四条の規定による消除の申請</li> <li>ニ 政令第五条第一項の規定による書換え交付の申請</li> <li>ホ 政令第六条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</li> <li>ヘ 政令第七条の規定による返納</li> </ul>	
<p>十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第十九条の規定による認定(法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の申請</li> <li>ロ 法第三十五条の規定による届出</li> </ul>	各町村
<p>十一 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 政令第三条第一項の規定による訂正の申請</li> <li>ハ 政令第四条の規定による消除の申請</li> <li>ニ 政令第五条第一項の規定による書換え交付の申請</li> <li>ホ 政令第六条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</li> <li>ヘ 政令第七条の規定による返納</li> </ul>	仙台市
<p>十二 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号。以下この項において「法」という。)及び視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第三条の規定による免許の申請</li> <li>ロ 政令第三条第一項の規定による訂正の申請</li> </ul>	仙台市

<p>ハ 政令第四条の規定による消除の申請</p> <p>ニ 政令第五条第一項の規定による書換え交付の申請</p> <p>ホ 政令第六条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</p> <p>ヘ 政令第七条の規定による返納</p>	
<p>十三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 政令第五条第一項の規定による訂正の申請</p> <p>ロ 政令第六条の規定による消除の申請</p> <p>ハ 政令第七条第一項の規定による書換え交付の申請</p> <p>ニ 政令第八条第一項及び第五項の規定による再交付の申請等</p> <p>ホ 政令第九条の規定による返納</p>	<p>仙台市</p>
<p>十四 心身障害者扶養共済条例（昭和四十四年宮城県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第五条第一項の規定による承認の申請</p> <p>ロ 条例第五条の二第一項の規定による承認の申請</p> <p>ハ 条例第七条の規定による減免の申請</p> <p>ニ 条例第八条第一項の規定による届出</p> <p>ホ 条例第九条第四項の規定による届出</p> <p>ヘ 条例第十条第一項の規定による支給の請求</p> <p>ト 条例第十七条第一項の規定による支給の請求</p> <p>チ 条例第十七条の二第一項の規定による支給の請求</p> <p>リ 条例第十八条第一項第六号の規定による申出</p> <p>ヌ 条例第十九条の規定による届出</p> <p>ル イからヌまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る申請等のうち、規則に基づくものであって別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（仙台市を除く。）</p>
<p>十五 公害防止条例（昭和四十六年宮城県条例第十二号。以下この項において「条例」という。）に基づく届出のうち、次</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角</p>

に掲げるもの イ 条例第四十三条第一項の規定による届出 ロ 条例第四十四条第一項の規定による届出 ハ 条例第四十五条第一項の規定による届出 ニ 条例第四十六条第二項の規定による届出 ホ 条例第四十八条の規定による届出 ヘ 条例第四十九条第三項の規定による届出 ト 条例第五十条第三項の規定による届出	田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島 市 大崎市 富谷市 亘 理町 七ヶ浜町
十六 公害防止条例（以下この項において「条例」という。） に基づく届出等のうち、次に掲げるもの イ 条例第五十二条第一項の規定による届出 ロ 条例第五十三条第一項の規定による届出 ハ 条例第五十四条第一項及び第二項の規定による届出 ニ 条例第五十五条第三項の規定による届出 ホ 条例第五十七条の規定による届出 ヘ 条例第五十八条第三項の規定による届出 ト 条例第五十九条第三項の規定による届出 チ 条例第六十条第二項の規定による報告	塩竈市 多賀城市 利府 町
十七 知事の指定する病気の治療等に要する費用の交付に係る 規則に基づく申請等であって別に規則で定めるもの	仙台市
十八 療育手帳の交付に係る規則に基づく申請等であって別に 規則で定めるもの	各市町村(仙台市を除く。)

(平一二条例九八・平一三条例一二・平一三条例五七・平一四条例二七・平一四  
条例八八・平一五条例五九・平一八条例一八・平一九条例二三・平一九条例五六・  
平一九条例六二・平一九条例一〇二・平二〇条例五七・平二〇条例七六・平二一  
条例八五・平二六条例八三・平二七条例四九・平二七条例九四・平二八条例四九・  
平二九条例四〇・平三〇条例一六・令四条例七六・一部改正)

#### 附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一二年条例第九八号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成一三年条例第一二号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の表七の項ヲ及び八の  
項ルの改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第  
七十三号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一三年五月一八日)

附 則 (平成一三年条例第五七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第二七号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第八八号)

この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律 (平成十四年法律第八十五号) の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一五年一月一日)

附 則 (平成一五年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年条例第一八号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表七の項ト、ル、ワ及びキの改正規定並びに同表八の項へ、ヌ、ヲ及びウの改正規定は公布の日から、同表七の項の改正規定 (「古川市」を「大崎市」に改める部分に限る。) 及び同表八の項の改正規定 (「古川市」を「大崎市」に改める部分に限る。) は平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第二三号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第五六号)  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許の申請については、仙台市長は、なお従前の例により受理するものとする。

附 則 (平成一九年条例第六二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第一〇二号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表五の項タ及びヨの改正規定は、公布の日から施行する。

(公害防止条例の一部改正)

2 公害防止条例 (昭和四十六年宮城県条例第十二号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



附 則（平成二〇年条例第五七号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第八五号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表七の項ニの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第八三号）

この条例中第二条の表十二の項の次に次のように加える改正規定は平成二十七年一月一日から、同表十五の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第四九号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第九四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第四九号）

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成二八年一〇月一〇日）

附 則（平成二九年条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第一六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。